

大崎事件の再審開始をもとめる要請書

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長 矢数 昌雄 殿

大崎事件が発生したのは1979年（昭和54年）10月15日のことでした。今年で43年になります。当時53歳であった原口アヤ子さんも95歳、人生の半分をこの事件のために過ごしました。

大崎事件は殺人事件ではありません。無実の原口アヤ子さんが不当にも10年間の刑に服して出所後に、再審請求を行い鹿児島地裁は2002年（平成14年）3月再審請求を認めてくれました。しかし、検察は即時抗告を行い高裁、最高裁も再審請求を棄却しています。

原口さんはその後も再審請求を続け2017年（平成19年）には鹿児島地裁で2回目の再審開始の決定が出され、検察の即時抗告を福岡高裁宮崎支部は棄却、3回目の再審開始を決定しました。2018年（平成20年）3月のことでした。しかし、これらの再審開始決定を最高裁は2019年（平成31年）6月、高裁に差し戻すことなく棄却しました。裁判史上例がありません。

さらに、2022年6月には第4次の再審請求を鹿児島地裁は棄却しました。

この決定について元裁判官有志一同の声明が出されました。その内容は「誤って有罪判決を受けた者を苦しみから救済する、という裁判所の崇高な使命の自覚を読み取ることが出来ない」とあります。原口アヤ子さんの苦難の人生は子どもや親族にも及んでいます。「裁判所というのは物事をはっきりさせるためにあると思っていたのにどうして訳の分からないことが続くのか」とか「罪を背負っているのは叔母ではなく、警察・検察・裁判所では」と訴える人もいます。

原口アヤ子さんの年齢を考えると一日も早い再審開始決定をされるよう強く訴え、次の事項について要請いたします。

- 1, 2019年6月25日に出された最高裁の決定を付度することなく、貴裁判所の崇高な使命を果たしてください。
- 2, これまで提出された吉田、澤野、大橋、高木、稲葉の鑑定書、証言等を十分に検討してください。
- 3, 最高裁の白鳥・財田川決定「疑わしいときは被告人の利益に」との鉄則を守ってください。

氏名	住所	募金

年 月 日 <取扱団体> 〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目14-20-102

日本国民救援会鹿児島県本部 tel.fax099-298-5161

取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

救 援 新 聞

{ 1958年6月10日 }
第三種郵便物認可